

○ 稲川土地改良区地区除外等処理規程

〔昭和 62 年 9 月 22 日
制 定〕

改正 平成 11 年 8 月 26 日 平成 14 年 3 月 7 日
平成 22 年 4 月 1 日 平成 27 年 3 月 11 日
平成 31 年 2 月 15 日

稲川土地改良区地区除外等処理規程（昭和 47 年 7 月 26 日）の全部を改正する。

（適用）

第 1 条 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等については法令、定款及び規約に別段の定めあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（地区除外の申請）

第 2 条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第 4 条第 1 項本文、若しくは同法第 5 条第 1 項本文の規定による許可（以下「転用許可」という。）の申請が行われる場合には、当該土地に係る組合員（以下「転用組合員」という。）は、あらかじめ転用組合員以外の当事者（以下「転用関係者」という。）と連署し、様式第 1 号により、土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

（措置）

第 3 条 この土地改良区は、前条の申請があったときは、すみやかに、その転用により土地改良区の事業の受ける影響を調査し、転用組合員又は転用関係者に対し、次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- （1）土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。
- （2）転用組合員又は転用関係者の責にきすべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- （3）汚濁物の水路への流入を防止すること。
- （4）その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。
- （5）農地転用決済金は本意見書交付と同時に支払うこと。

（意見書等の交付）

第 4 条 この土地改良区は前条の申し入れについて、転用組合員又は転用関係者の了承が得られたときは、当該転用組合員に対し当該通知のあった日から 30 日以内に様式第 1 号に土地改良区の地区から除外する旨を証明し、様式第 2 号により第 3 条に掲げる遵守事項及び第 5 条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第 30 条第 6 号又は第 57 条第 2 項第 3 号の農地転

用等についての土地改良区の意見書を交付するものとする。

（決済）

第5条 この土地改良区は、前条の地区除外の証明をするにあたっては、当該土地に係る決済金の額を別記基準により確定し、その決済をするものとする。

2 前項の決済金の徴収方法は、賦課金の例による。

（会計）

第6条 前条の決済金は、特別会計として処理する。

第7条 第1条から前条までの規定は、農地法に基づく許可を要しない転用及び転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。ただし、理事長が必要であると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

附 則

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年8月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別記

決済金算定基準

1 決済金の額

決済金の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額【2の（1）列記の各負担相当額（決済年度の翌年度以降の負担相当額については、償還金及び年賦支払金を除き、決済時点における原価）の合計額】と土地改良区が支払うべき金銭の額との差額とする。

2 決済の範囲

（1）土地改良区が徴収すべき金銭の額

ア 賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額

イ 償還金及び年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金（利息を除く。）及び土地改良区が負担する国営土地改良事業（決済年度の前年度の前年度以前に完了したものに限り。）の負担金に係る年賦支払金（利息を除く。）で決済年度の翌年度以降のものにつき定款で定めるところにより算定する当該土地の負担相当額

ウ 土地改良区営土地改良事業に係る事業費

（ア）維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち決済年度の翌年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

（イ）決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業に限る。）

に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち決済年度の翌年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

エ 国営又は県営土地改良事業に係る負担金又は分担金

（ア）維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において国又は県が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担又は分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、土地改良区が負担又は分担すべき額のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(イ) 維持管理事業に係るもの

決済時点において国又は県が行う土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担又は分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、土地改良区が負担又は分担すべき額のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして定款、規約、規定又は総代会の議決により定められた金銭の額のうち当該土地に係るもの

3 その他

決済年度の翌年度以降の負担相当額の決済時点における現価は、法定利率により算定する。

様式第1号

農地転用等の通知書

このたび下記の土地について農地法第 条第 項第 号の規定による
 〔許可の申請
 届 出〕にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通
 知します。

なお、同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金につ
 いては所定の方法によりこれを納付します。

年 月 日

転用組合員 住所
 氏名 ⑩
 転用関係者 住所
 氏名 ⑩

稲川土地改良区理事長 殿

記

1 土 地

字名	地番	地目	用途	面積	転用面積	転用目的	転用予定日	備 考

2 位 置 図

3 農業委員会（都道府県知事）に〔転用許可申請書〕を提出しようとする日
 〔転用届出書〕

（注）転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

様式第2号

稲川土改発第 号
年 月 日

殿

稲川土地改良区
理事長

意 見 書

別記記載の土地に係る農地法第 条の許可申請については本土地改良区の意見は下記のとおりです。

記

- 1 農地転用に伴う措置等について協議が整い本土地改良区としては、さしつかえない。

遵 守 事 項

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- (2) 転用組合員の責に記すべき土地改良施設の「き損」の場合は復旧を行うこと。
- (3) 汚濁水、物の用・排水路への流入を防止する施設を施すこと。
- (4) 用排水路への架橋等施設の場合は土地改良区の指示に従うこと。
- (5) 農地転用決済金並びに特別徴収金は本意見書交付と同時に支払うこと。

様式第2号の2

受 理 証 明 書

下記のとおり農地法第 条第 項第 号の規定による届出がさらること
 について、本土地改良区あてその旨の通知があったことを証する。

年 月 日

稲川土地改良区理事長

⑩

記

- 1 通 知
- 転用組合員 住所
 氏名
- 転用関係者 住所
 氏名

2 土 地

字名	地番	地目	用途	面積	転用面積	転用目的	転用予定日	備 考

（注）転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

様式第3号

地区除外申請書

年 月 日

稲川土地改良区

理事長 殿

転用組合員 住所
氏名 ⑩
転用関係者 住所
氏名 ⑩

下記に係る土地につき農地法による許可を受け、年 月 日以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請する。

記

- 1 当事者 住所 氏名 ⑩
2 当該土地

大字	名	地番	地目	地積	備考

上記の者は農地法第4条・5条の規定によって、当該農地を農地以外の目的に供するため転用の許可を得たことを証明する。

農業委員会会長様

年 月 日

稲川土地改良区

理事長